

5.3 本地震による被害の特徴

本地震による被害の特徴は次のとおりである。

今回の地震は中山間部を直撃したため、地割れや斜面崩壊の発生が特徴的で、湧水を水源としていた震源に近い中山間部においては、水源地周辺の地盤の崩壊、水源の枯渇、原水の濁りが発生するなど壊滅的な被害を受けた。

また、原水の濁りが著しい場合は、既設の急速ろ過機のみでは対応できない場合があり、原水の状況に応じて以下のような対応もなされた。

- ① 緊急災害時用の移動式ろ過装置（PAC、ろ過装置、活性炭吸着塔、次亜塩素酸注入設備等をユニット化）の設置
- ② 応急処置として他の浄水場の前処理ろ過機や急速ろ過機を運搬仮設置により使用
- ③ 急速ろ過装置（洗浄ポンプ、逆洗タンクが不要な砂ろ過装置）をリースにより設置し使用
- ④ 災害用膜ろ過ユニット（UF膜）、膜ろ過機（MF膜）をリースにより設置し使用

以上、このような中山間部の湧水を水源とした事業では、湧水を塩素滅菌して配水している施設が多く、地震により浄水施設の被害や水源地の崩壊、枯渇、原水の濁りなどの発生に備えた事前の対策が必要である。